

## 特定目的会社による特定資産の流動化に 関する法律等の一部を改正する法律の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、多様な投資商品の提供を促進し、資金供給の円滑化を図るため、SPC法、投資信託法(多数の投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する仕組み)について、運用対象の拡大等所要の改正を行う。

### 【「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(SPC法)」の改正】

SPC法を改正し、流動化対象資産を拡大するとともに、より使い勝手のよい制度に改める。また、流動化の器として信託も利用可能とする。  
これに伴い法律名を「資産の流動化に関する法律」に改める。

#### 1. 会社型の改正

- (1) 対象資産の拡大(不動産、指名金銭債権から財産権一般に拡大)。
- (2) SPC設立手続き等の簡素化
  - ① SPCの登録制を届出制に変更する。
  - ② 最低資本金(旧法:300万円)を10万円に引き下げる。
- (3) SPCが発行する証券の商品性の改善等
  - ① 投資者への資金の払戻しを行うため優先出資の減資を可能とする。
  - ② 商品設計の自由度を増すため転換社債等の発行を可能とする。
- (4) 特定資産取得のための借入れを可能とする。
- (5) 資産流動化計画に関する規制の簡素・合理化  
反対者への買取請求権付与を前提として特別多数決による変更を可能とする。(現行法では全員の同意が必要)

#### 2. 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

## 【「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」の改正】

主として有価証券に運用するための仕組みを定めた証券投資信託法を改正し、不動産を含めた幅広い資産に投資運用できるよう規定を整備する。  
これに伴い法律名を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

### 1. 運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券、不動産その他の政令で定める資産に拡大する。

### 2. 投資信託委託業者(運用業者)に関する規定の整備

#### (1) 投資信託委託業者に対する認可等の規定の整備

不動産ファンドの運用を行う業者には、宅地建物取引業法の免許及び国土交通大臣の一任取引の認可取得を義務付ける。

#### (2) 利益相反行為の防止措置

① 業者とファンドとの間の取引等を禁止。

② 不動産等の価格評価が困難な資産について、外部の独立した不動産鑑定士等の価格評価を義務付け。

③ ファンド相互間取引等が行われた場合に具体的内容を投資者に開示。

#### (3) 忠実義務・善管注意義務と損害賠償責任

投資者に対して忠実に行動する義務、専門家としての注意を払って業務を遂行する善管注意義務を規定するとともに、投資者に損害を与えた場合の損害賠償責任に関する規定を設ける。

### 3. 信託スキームに係る規定の整備

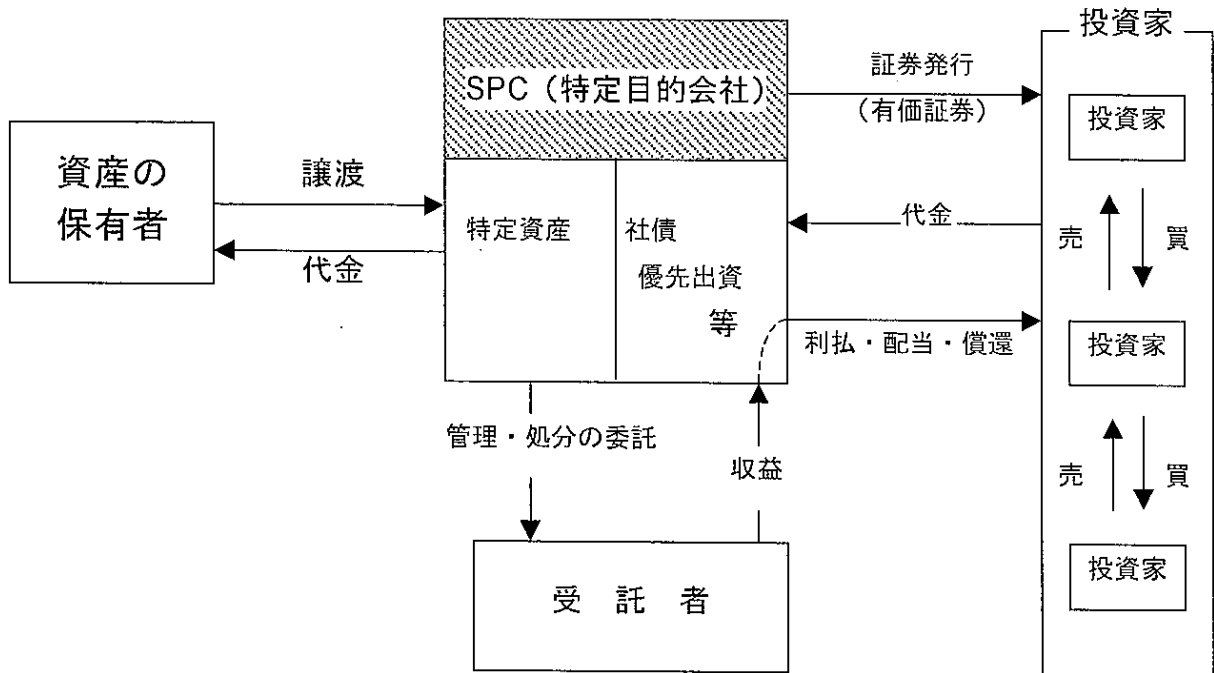
信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。

## 【その他】

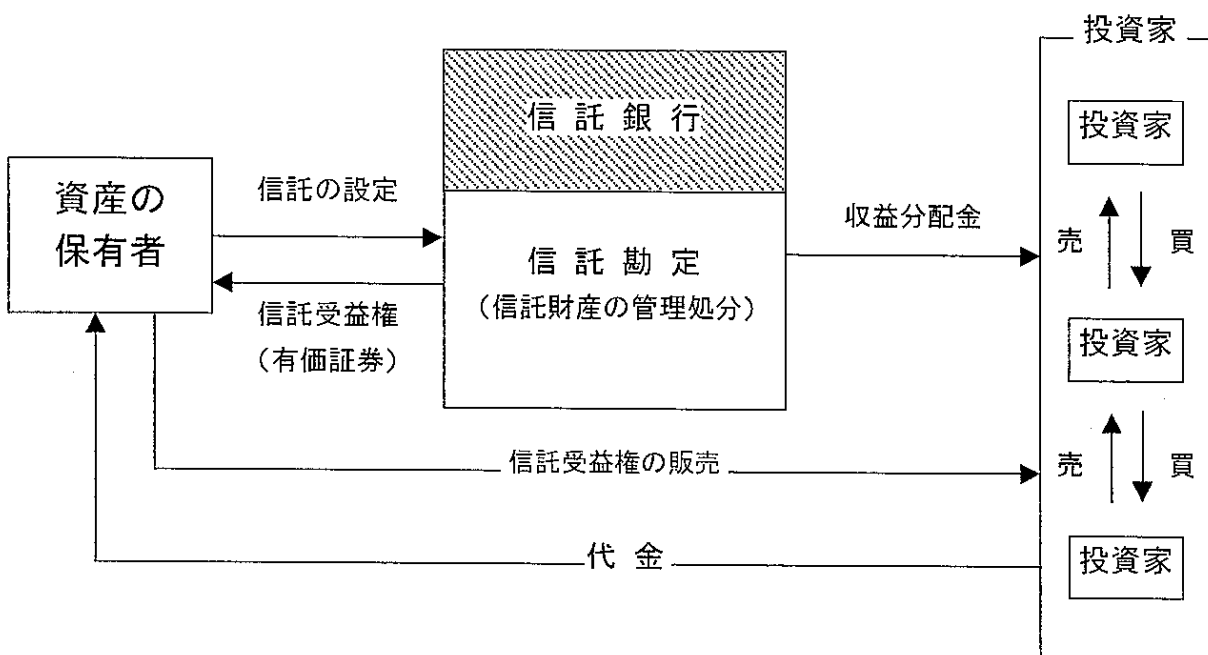
平成12年11月30日から施行。

# 資産の流動化のための仕組み

## 【会社型】（SPC）

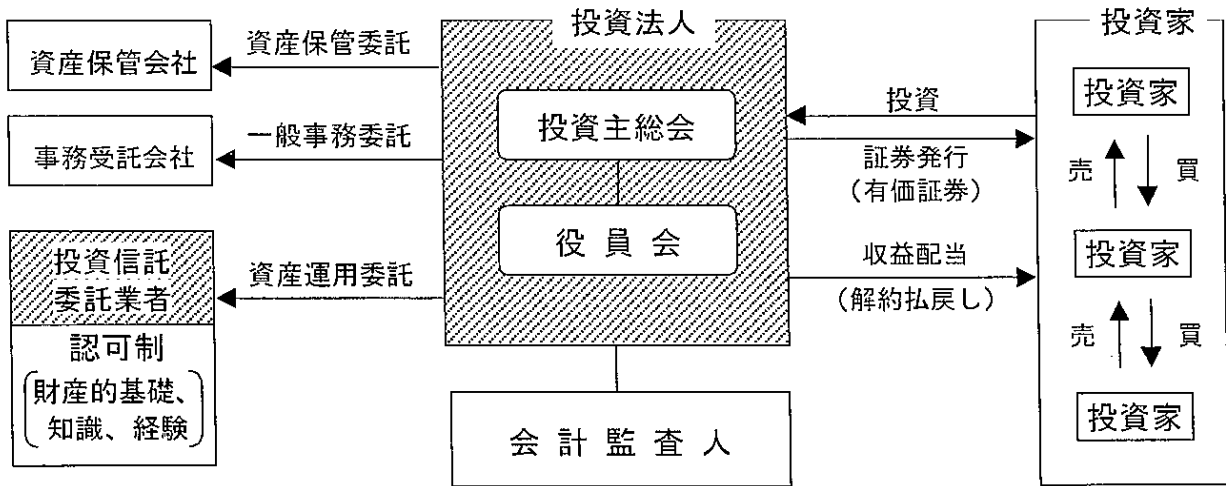


## 【信託型】

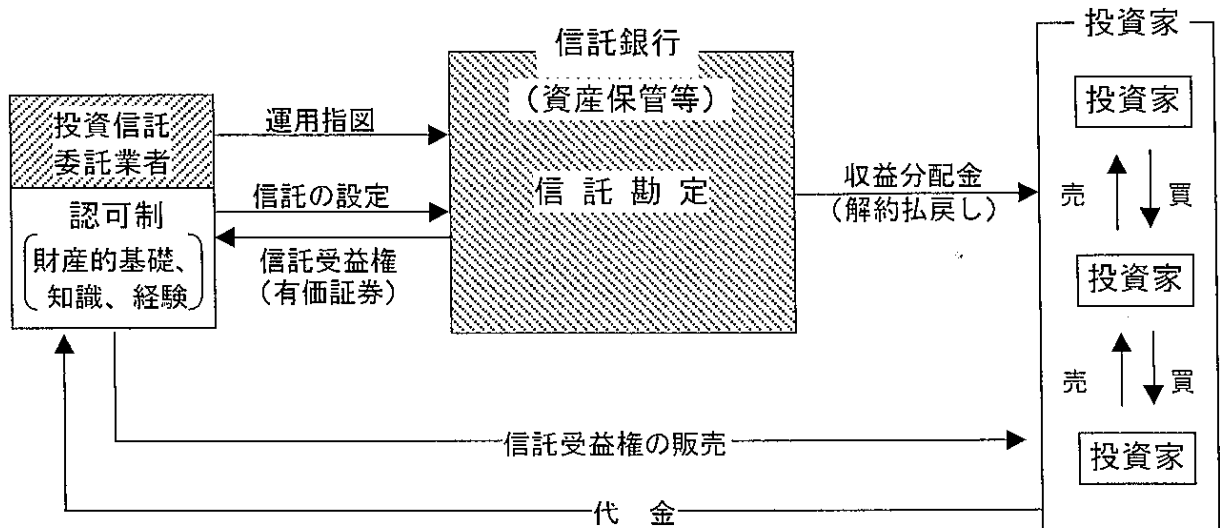


# 資産の運用のための仕組み

## 【会社型】



## 【信託型（委託者指図型）】



## 【信託型（委託者非指図型）】

